

資料 3

令和 6 年度に発生した公文書の不適切な取扱事
案（誤廃棄・紛失）について

公文書の誤廃棄等事案（令和6年度）

- ▶ ● 保存期間満了前
 - ▶ → 県警察本部：1 所属
- ▶ ● 保存期間満了後、審査会の意見聴取前の誤廃棄
 - ▶ → 県警察本部：1 所属
- ▶ ※ すべて公表済み
- ▶ ※ 「令和6年度における公文書の管理の状況」でも公表予定